

戸塚区公告第166号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月19日

横浜市戸塚区長 白井 正和

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	国民健康保険料令和8年度8月期分督促状 ----- -----	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

戸塚区

BASNET SUDARSHAN

LUU XUAN TOAN

宮本 暢之
梅田 年男
小林 一也
齋藤 嘉輝
大橋 賀津雄
安西 智寿
吉田 康広
小林 義忠
林 健一
吾妻 宗憲
加藤 紘充
江良 美宥
北島 進
河野 隆史
木名瀬 拓成
永山 康晴
霞 総一朗
関口 広行
山口 真悟
鈴木 美優
石槁 一輝
駒崎 太
柿原 義明
野堀 徹

BUTLER DAITHI CORMAC

LEE ELIZABETH MEI

PHILLIPS KATHERINE FOWLER

NEO EISAKU

保坂 龍矢
石橋 寿
奥田 泰弘
川村 智